

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成29年3月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600284号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600032号

第1 結論

平成11年11月27日から同年11月30日までの請求期間については、国民年金第3号被保険者の期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年11月27日から同年11月30日まで

私は、平成11年11月26日に勤務していた事業所を退職後、国民年金第3号被保険者となる届出をA町役場で行ったが、国の記録では請求期間は第1号被保険者の期間として記録されている。

厚生年金保険の被保険者資格喪失後に遅滞なく国民年金第3号被保険者となる届出を行ったのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である平成11年11月27日から第3号被保険者となっていないのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、請求者の夫が勤務していたB社から受け取ったとして請求者から提出された請求者に係る「健康保険被扶養者(異動)届(副)」の写しによると、当該届出書の「被扶養者となった日」は平成11年11月30日と記載されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金第3号被保険者資格の取得年月日と一致している。

しかしながら、請求者が請求期間の直前に勤務していたC社が平成11年11月29日に発行したとして請求者から提出された「D健保組合厚生年金保険被保険者資格喪失証明書」によると、請求者は、同年11月26日に同社を退職し、同年11月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者に係る平成11年11月30日の国民年金第3号被保険者資格取得の入力処理は同年12月21日に行われていることから、第

3号被保険者該当の届出を行った年月日は資料が無く不明であるものの、請求者は、遅滞なく当該届出を行ったものと推認できる。

さらに、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者は、C社を平成11年11月26日に離職後、同年12月1日に求職申込を行い、同年12月8日から雇用保険の失業給付を受給していることが確認できることから、請求期間当時は雇用保険の失業給付を受給していなかったことが認められる。

これらのことから、請求者は、請求期間当時、夫の健康保険の被扶養者に該当し、国民年金第3号被保険者該当の届出も適正に行ったと考えられることから、第3号被保険者となる要件を満たしていたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者の請求期間は、国民年金第3号被保険者の期間に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600283号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600087号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和48年10月31日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和48年3月から平成25年8月まで継続して勤務したが、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。昭和48年10月31日まで同社本社に在籍し、翌日の同年11月1日に同社B工場に異動したので、請求期間について、同年10月31日となっている同社本社の被保険者資格の喪失年月日を同年11月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社が平成28年12月5日に発行した在籍証明書、雇用保険の加入記録並びに上司及び同僚の回答によると、請求者は請求期間において同社に継続して勤務し(A社本社から同社B工場に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の回答から、昭和48年11月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社の健康保険厚生年金保

険被保険者原票における昭和48年10月1日の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、「本来であれば、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和48年11月1日として届け出るべきところ、当時の事務担当者が誤って同年10月31日として届け出たものと思われる。」旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600287号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600033号

第1 結論

昭和39年2月から昭和41年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年2月から昭和41年8月まで

私は、昭和34年4月からA市内の事業所に住み込みで勤めていたが、結婚のため昭和41年8月に同事業所を退職し、同年9月にB村にある実家に戻った。実家にいる間に籍を抜くためB村役場に行った際、窓口で請求期間について国民年金に入っていないと言われたので、その場で加入手続を行い、翌日、同役場の窓口で請求期間の国民年金保険料を納付した。しかし、国の記録では、当該期間の保険料を納付した記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和41年9月頃、B村役場において国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和41年10月7日にB村に払い出されたことが確認できる上、同払出簿に記載されている請求者の前後の任意加入被保険者について、オンライン記録により確認できる資格取得年月日から、請求者に係る国民年金の加入手続は同年9月頃に行われたものと推認できる。

しかしながら、請求者に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によれば、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和41年9月1日と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致する。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、複数の氏名で検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらのことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600290号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600034号

第1 結論

平成9年1月から平成13年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年1月から平成13年3月まで

私の請求期間の国民年金保険料について、私の妻が免除申請を行ったはずであるが、国の記録では当該期間が保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請について直接関与しておらず、請求者の妻がA社会保険事務所(当時)に電話の上、保険料の免除申請書を取り寄せ郵便で同社会保険事務所に提出したと主張している。

しかしながら、請求期間当時は、国民年金保険料の免除の適用を受けるためには、毎年、市区町村に対して免除申請を行う必要があり、免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について請求者に対し通知する取扱いとなっているところ、請求者の請求期間に係る免除申請の手続を行ったとする請求者の妻は、「毎年申請したかどうかについて覚えていない。申請すれば全て承認されると思っていた。承認又は却下通知を一度も受け取ったことは無い。」旨述べており、請求期間当時の免除申請の取扱いと符合しない。

また、オンライン記録によると、請求者に係る平成3年4月16日の国民年金被保険者の資格取得に係る入力処理は、平成13年5月29日に行われていることが確認できることから、請求者の国民年金加入手続は同年5月頃に行われ、平成3年4月16日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続が行われたと推認できる時点までは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り

扱われており、制度上、保険料の免除を申請することはできない。

さらに、B市から提出された請求者に係る「免除履歴」によると、請求者が請求期間における国民年金保険料の免除申請を行った記録は確認できない上、オンライン記録及び紙台帳検索システムで氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求期間は51か月に及び、これだけ長期間にわたって行政機関が事務処理を続けて誤るとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、請求期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600278号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600088号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年6月から同年8月まで
② 昭和49年8月から昭和50年3月まで

私は、定時制高校に通いながら、請求期間①はA社に、請求期間②はB社に正社員として勤務していたが、国の記録では、それぞれの期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、各請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、当該期間においてA社に勤務していたとしているところ、同社に係る請求者の雇用保険の加入記録は見当たらない上、オンライン記録により、当該期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、所在が確認できた6人(請求者が同僚として記憶している者と同姓の者を含む。)に対して照会したところ、回答があった5人は請求者を記憶しておらず、請求者の勤務実態を確認することができない。

また、A社は、請求期間①当時の資料が無いため、勤務していたかは不明である旨回答していることから、同社における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求期間①を

含む昭和48年3月28日から昭和50年3月24日までの期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

請求期間②について、オンライン記録により、当該期間当時、B社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる7人（請求者が同僚として名前を挙げた者を含む。）及び同僚が事務担当者であった者として名前を挙げた者1人の計8人に対して照会したところ、回答があった7人のうち5人が勤務した期間については覚えていないが請求者を記憶していると回答していることから、勤務期間は特定できないものの請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社に係る請求者の雇用保険の加入記録は見当たらない上、C社は、資料が無く調べるのが困難であり、請求期間②当時の状況については不明である旨回答していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求期間②を含む昭和48年9月7日から昭和51年4月1日までの期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。